

2 健 号 外
令和2年 8月 31日

健康いわき推進会議委員 各位

いわき市長 清水 敏男
(公 印 省 略)

「感染防止いわきスタイル宣言書」の取組みについて (依頼)

日ごろ、本市の保健行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

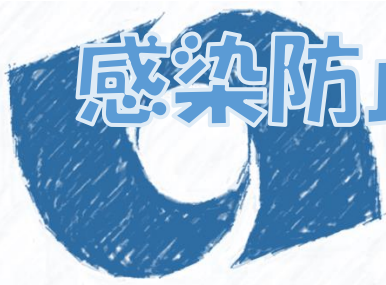
さて、本市では、全ての事業者等の皆様を対象として、新型コロナウイルス感染症対策の取組みを推進するため、感染症対策を実施している施設（店舗）であることを市民の皆様を示す「感染防止いわきスタイル宣言書」を、利用規約に同意していただいた事業者等の皆様に発行することとしております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び市民の皆様への安心の提供のため、「感染防止いわきスタイル宣言書」の取組みに御協力くださるようお願いいたします。

※ 別添え資料を御参照の上、詳細については市ホームページを御確認ください。

【事務担当】

市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（保健福祉部内）
保健福祉部健康づくり推進課 TEL 0246-22-7442



感染防止いわきスタイル 宣言書

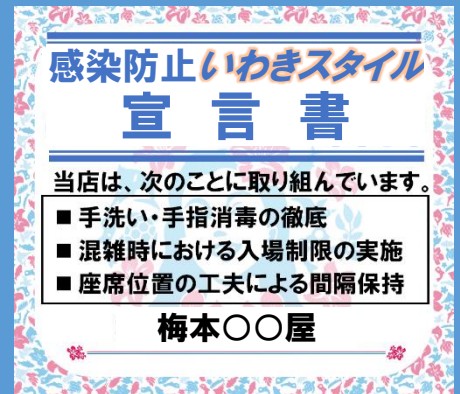
詳細は市ホームページへ!!

感染防止いわきスタイル宣言書



感染防止いわきスタイル宣言書とは…

感染拡大防止の一層の推進と、市民の皆さまへの安心の提供のため、業種別ガイドラインを活用し、感染防止対策を実施している事業者の皆様に「感染防止いわきスタイル宣言書」を発行します。



感染防止いわきスタイル宣言書の利用手順

①ガイドラインを確認



内閣官房ホームページにアクセスし、該当する業種別ガイドラインを確認します

②市の感染拡大防止 チェックリストを確認



いわき市ホームページから、感染拡大防止チェックリストを確認します

利用規約に同意

③施設情報を入力

届出書

宣言書

いわき市ホームページから「届出書」1枚と「宣言書」2枚をダウンロードし記入します

次で作業は完了!!

届出書1枚と宣言書1枚を市（保健所）へメールで送付します

送信先はこちら



hokenjo@city.iwaki.lg.jp

もう1枚の「宣言書」は店舗や施設の目立つ場所に掲示してください。

利用規約をご確認の上、次の事項等に同意いただきます。

- ・ 感染対策の具体的な取組みを宣言書に記載し店頭に掲示すること
- ・ 感染防止対策店として店舗情報の公開について同意すること
- ・ 万一、感染者等が確認された場合には、市保健所の調査に協力すること
- ・ 「いわき市あんしんコロナシステム」の導入など、連絡体制を整えること
- ・ 個人情報 は目的外に使用しないこと、一定期間経過後に削除すること

新型コロナウイルス感染拡大防止と市民の皆さまへの安心の提供のため、ぜひ「感染防止いわきスタイル宣言書」に協力をお願いします！